

保育施設入所申込 提出書類チェック表

提出書類				注意事項
確認欄	全員提出			
☐	①教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書			申込児童1人につき1枚
☐	②家庭状況調書			
☐	③保育所入所における確認書及び希望調査（裏面）			世帯で1枚
父	母	保護者の状況	④保育を必要とする状況を証明する書類	注意事項
☐	☐	就労（内定含む）	☐ 就労証明書	採用予定の方は、入所後に就労を確認する為、再度就労証明書を提出していただきます。
☐	☐	就労（育休中の方）	☐ 就労証明書 ☐ 1. 育児休業での申請に伴う申立書 ※任意提出（提出する場合、加点あり） ☐ 育児休業給付金支給決定通知書の写し（通知書がない場合、給付金をもらっていることが分かる書類の写し）	※育児休業給付金決定通知書の写しは、直近のものを1枚提出してください。
☐	☐	就労（自営業の方）	☐ 就労証明書（ご自身で記入可） ☐ 確定申告書（最新のもの） ※営業初年度で確定申告書を提出できない場合、以下の書類も可 ☐ 開業届の写し ☐ 営業許可証の写し ☐ 営業していることが分かる書類	※業務委託の方は、以下の書類を提出 ☐ 就労証明書（ご自身で記入可） ☐ 業務委託契約書
☐	☐	就労（内職）	☐ 2. 内職申立書 ☐ 3ヶ月以上の実績がある場合→直近3ヶ月の給与明細	月収18,000円(当初3か月のみ1万円)を超えない場合、内職での申請は認められません。
☐	☐	妊娠・出産	☐ 母子手帳（表紙、出産予定日が分かるページ）の写し ☐ 3. 妊娠・出産申請申立書	認定期間は産前8週の属する月初から産後8週の属する月末となります。
☐	☐	疾病・障がい	疾病 ☐ 医師の診断書 障がい ☐ 障害者手帳の写し	診断書、障害者手帳は有効期限内のものを提出してください。
☐	☐	看護・介護	☐ 4. 介護・看護申立書 ☐ 医師の診断書、障害者手帳の写しなど	
☐	☐	災害復旧	☐ 罹災証明書の写し	
☐	☐	求職活動	☐ 5. 求職活動申立書	認定期間は2ヶ月となります。（年度内に同理由での再認定はできません。）
☐	☐	就学	☐ 在学証明書(学生証の写しも可) ※入学の場合、入学許可証など ☐ 時間割やカリキュラムが分かるもの	
⑤該当者のみ				
☐	65歳未満の祖父母同居の場合		☐ 6. 保育所入所申込における家庭状況申立書 ※65歳未満で就労していない場合、病気等であれば診断書の提出が必要となります。	
☐	同一世帯に在宅障がい者がいる方		☐ 障害者手帳の写し（氏名、等級が確認できる部分）	
☐	宮代町に転入予定の方		☐ 7. 転入に関する誓約書 ☐ 賃貸借契約書または売買契約書の写し ☐ 8. 同居（入居）同意書（親族等の家に同居する場合はこちらを提出）	入所希望月の前月末までに宮代町に転入していることが条件となります。